

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 (職業生活に関する機会の提供に関する目標)

目標：事務員の女性管理職（課長以上）を1名以上登用する。

<実施時期・取組内容>

●令和3年6月～ 交流会、研修等の企画実施

目標 2 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

目標：職員一人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

●令和3年4月～ 全職員の残業時間を調査し、特に残業時間が多い職員については、所属部署長を踏まえ面談を実施